

●茨木市障害福祉サービス等支給決定基準の策定について

1 支給決定基準とは

障害福祉サービス及び地域生活支援事業の支給決定における透明化・明確化を図り、利用者にとって過不足の無いよう、支給決定事務を公平かつ適正に行うため、支給決定のプロセス、標準支給量及び運用方法等について定めたもの。

2 策定方法

障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、当事者団体等を構成員としたワーキンググループを立ち上げ、全8回意見交換を行い原案を作成。

3 主な内容

- ・支給決定までの流れ
- ・介護保険サービスとの適用関係
- ・サービス内容
- ・標準支給量
- ・サービスの運用方法

4 介護保険サービスとの適用関係（支給決定基準より一部抜粋）

- ・次の(ア)～(エ)の場合において、障害福祉サービス等による支援が必要と認められる場合は、障害福祉サービス等の支給決定を受けることができる。
 - (ア) 要介護認定等の申請の結果、非該当と判定された場合。
 - (イ) 利用可能な介護保険サービスに係る事業所が身近にない又は利用定員に空きがない等により、障害福祉サービス等に相当する介護保険サービスを利用することができない場合。
 - (ロ) 介護保険サービスの区分支給限度額内では必要な支援を受けることができない場合。
 - (エ) 本人に必要とされる支援が介護保険サービスには相当するものがないと認められる場合。

5 今後の流れについて

- ・平成31年3月
相談支援事業所へ本基準について説明を行う。
- ・平成31年4月
運用開始。ホームページにて公開する。